

①会員、掛金について

種別	会員の資格	備考
会員 [担当] 互助会 管理係	<p>1 広島市の職員（公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者及びこれに準ずる者として市長が認める者を含む。）</p> <p>2 地方独立行政法人広島市立病院機構の役員及び職員</p> <p>3 一般財団法人広島市職員互助会及び広島市職員共済組合の役員及び職員</p> <p>4 勤務時間等を勘案して企画総務局長が定める者</p> <p>(1) 定数内欠員補充で任用される臨時的任用教職員</p> <p>(2) 定員に満たない学級（少人数教育（35人学級））で任用される臨時的任用教職員</p> <p>(3) 週20時間以上勤務に服することを条件として、月額の報酬をもって期間の定めのない雇用契約で任用される地方行政法人広島市立病院機構の臨時的任用職員</p> <p>(4) 週20時間以上勤務に服することを条件として、月額の給料もしくは報酬をもって当該年度を通年で任用される非常勤の役員及び職員（欠員対応（病休、育休代替を含む。）として任用される者を除く。）</p> <p>(5) 広島市の常勤職員（フルタイム会計年度任用職員を除く。）を退職し、その後週20時間以上勤務に服することを条件として、任用されるパートタイム会計年度任用職員</p>	<p>以下の(1)～(3)については会員から除く</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員</p> <p>(2) 非常勤の役員及び職員</p> <p>(3) 広島市水道局職員互助会の会員</p>

種別	掛金の率	備考
掛金 [担当] 互助会 管理係	給料月額×4/1,000（円未満四捨五入）	

種別	免除要件	免除する額	提出書類
介護休暇 掛金免除 [担当] 互助会 管理係	月の初日から末日まで介護休暇を取得し、その期間に勤務した日がなかった場合	該当月の互助会掛金（給料月額の4/1,000）	<ul style="list-style-type: none"> ・介護休暇互助会掛金免除申出書 ・介護休暇承認書（写し） ・該当期間の出勤簿（写し） ・給与明細書（写し） <p>（免除月に掛金控除となった場合のみ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 申出期間は、介護休暇承認書に記載の承認期間最終日から2年間。 </div>
育児休業 掛金免除 [担当] 互助会 管理係	<p>1 育児休業期間における各月の末日が育児休業期間中である場合</p> <p>2 同一月内で育児休業を取得（開始・終了）し、その日数が14日以上の場合</p> <p>※ 連続する2以上の育児休業をしている場合には、その全部を1の育児休業とみなします。ただし、1の育児休業が終了する日とその次の育児休業を開始した日との間に勤務した日がないときとします。</p>	該当月の互助会掛金（給料月額の4/1,000）	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業互助会掛金免除申出（変更申出）書 ・育児休業承認書（写し） ・給与明細書（写し） <p>（免除月に掛金控除となった場合のみ）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 申出期間は、育児休業承認書に記載の休業期間最終日から2年間。 </div>

②結婚・出産のときに

種別	給付条件	給付額	請求手続
結婚祝金 [担当] 互助会 福利係	会員が結婚したとき。	70,000 円	給付発生通知書を互助会へ提出 請求期限は、給付事由の発生した日から 2 年以内。
パートナーシップ 祝金 [担当] 互助会 福利係	会員がパートナーシップを形成したとき。	70,000 円	給付発生通知書と受領書（写）又は受領カード（写）を互助会へ提出 請求期限は、給付事由の発生した日から 2 年以内。
出産祝金 [担当] 互助会 福利係	会員又は会員の配偶者が出産したとき。	27,000 円	給付発生通知書を互助会へ提出 請求期限は、給付事由の発生した日から 2 年以内。
育児休業見舞金 [担当] 互助会 福利係	6 月又は 12 月の期末手当及び勤勉手当の支給基準日に育児休業中の場合に、当該会員に期末勤勉手当が支給されないとき。 会計年度任用職員の方、再任用職員の方及び地方独立行政法人広島市立病院機構の非常勤職員の方は対象となりません。	1回につき 50,000 円	給付発生通知を互助会へ提出 育児休業に係る子が 1 歳に達する日までの育児休業中の場合に限る。 請求期限は給付事由の発生した日から 2 年以内。

③入学・卒業のときに

種別	給付条件	給付額	請求手続
入学祝金 [担当] 互助会 福利係	会員の子が、小学校・中学校に入学したとき。	25,000 円	給付発生通知書を互助会へ提出 請求期限は、給付事由の発生した日から 2 年以内。
卒業祝金 [担当] 互助会 福利係	会員の子が、中学校を卒業したとき。	25,000 円	給付発生通知書を互助会へ提出 請求期限は、給付事由の発生した日から 2 年以内。

④傷病等のときに

種別	給付条件	給付額	請求手続	備考
療養見舞金 [担当] 互助会 福利係	会員が負傷又は疾病により、引き続き1か月を超えて療養のため勤務することができないとき。	50,000 円	給付発生通知書を互助会へ提出。 請求期限は、給付事由の発生した日から2年以内。	過去に療養見舞金の給付がある場合、前回療養復帰日から3か月経過後の療養が対象となります。
傷害見舞金 [担当] 互助会 福利係	会員が次の各号のいずれかに該当したとき、その程度に応じて支給する。 (1) 互助会が主催又は参加を許可した行事において負傷し、又は疾病にかかったとき。 (2) 互助会の用務上負傷し、又は疾病にかかったとき。	1. 全治2週間程度の負傷又は疾病 5,000 円 2. 全治1か月程度の負傷又は疾病 7,500 円 3. 全治2か月程度の負傷又は疾病 11,000 円 4. 全治3か月程度の負傷又は疾病 15,000 円 5. 全治3か月以上の負傷又は疾病 20,000 円	給付条件の(1)に該当する場合 給付発生通知書に医師の診断書と主管部会長の事故報告又は確認し得る書類を添付して互助会へ提出。 給付条件の(2)に該当する場合 給付発生通知書に医師の診断書と主任者の事故報告又は確認し得る書類を添付して、互助会へ提出。 請求期限は、給付事由の発生した日から2年以内。	

⑤健康等を守るために

種別	内容	利用方法	備考
インフルエンザ・新型コロナワクチン接種助成 [担当] 互助会 福利係	会員本人が、4月1日から3月末日の間に医療機関でインフルエンザ・新型コロナワクチンの接種を受け、1,000円以上の自己負担をしたとき。 年度内2回4,000円を限度に助成する。 〔同種のワクチンは年度内1回とし、接種費用の合計額が1,000円以上の場合〕	インフルエンザ・新型コロナワクチン接種費用助成金交付申請書に記入し、領収書（コピー可）を貼付のうえ、接種した月の翌月10日を目安に互助会へ請求する。	[対象となる接種期間] 4月～3月まで。 [請求時期] 接種した月（ただし、2回接種予定で1回目の接種費用が4,000円未満場合は2回目の接種した月）の翌月の10日を目安
節目年齢歯科健診費用助成 [担当] 互助会 福利係	各市町村が実施する節目年齢歯科健診の対象である会員が健診を受けたとき、500円を上限に助成する。	節目年齢歯科検診費用助成金交付申請書に記入し、領収書（コピー可）を貼付のうえ、翌月10日を目安に互助会へ請求する。	※節目年齢（例）広島市は、30・35・40・45・50・55・60・70歳です。 広島市以外にお住まいの方は各市町村の窓口にお問い合わせください。
自転車乗車用ヘルメット購入助成 [担当] 互助会 福利係	会員本人が着用する目的で、4月1日から3月31日の間に自転車乗車用ヘルメットを購入したとき。 年度内1人1回実費負担を上限として、2,000円以内。	自転車乗車用ヘルメット購入費用助成金交付申請書に、領収書（コピー可）と、安全基準の適合が確認できる書類を添付のうえ、翌月10日を目安に互助会に請求する。	

⑥いざというときに備えて

<互助会で取り扱っている保険の種類と保障内容>

区分	保障内容				
	死亡	ケガ		病気	
		入院	通院・手術	入院	通院・手術
互助会グループ保険	○	○	○ 【任意・手術のみ】	○ 【任意】	○ 【任意・手術のみ】
全国市長会任意共済保険	○	○ 【任意】	○ 【任意・手術のみ】	○ 【任意】	○ 【任意・手術のみ】
医療保険		○	○ 【手術のみ】	○	○ 【手術のみ】
団体傷害保険	○ (ケガ)	○	○	○ 【任意】	○ 【任意】

※ その他、団体扱いにより給与から保険料を控除できる各種生命保険・損害保険があります。

※ 会員の住宅等を対象にした、全国都市職員災害共済会の火災共済もあります。

種別	概要	
互助会 グループ保険 [担当] 互助会 福利係	グループ保険とは	会員本人及びその家族の方の、死亡・高度障害に備えて加入する掛け捨て式の保険です。互助会独自の相互扶助制度で、審査がなく告知だけで加入できます。希望により、総合医療保険や3大疾病保障保険を付加することができます。
	募集時期	毎年5月中旬頃
	保険期間	8月1日から翌年の7月31日までの1年間（以後、自動更新）
	配当金	1年ごと剩余金があれば還付があります。
	保障内容と保険料	募集時のパンフレットをご覧ください。
	保険料の給与控除	8月の給与から控除開始します。
	退職後の取扱い	50歳以上70歳までの方で、退職時まで継続してグループ保険に5年以上加入している方は、退職後も70歳まで保険契約（本人・配偶者500万円、300万円、200万円、100万円）に加入することができます。 なお、退職時に総合医療保険や3大疾病保障保険に加入されている方は、グループ保険にセットすることもできます。
全国市長会 任意共済保険 [担当] 互助会 福利係	全国市長会任意共済保険とは	会員本人及びその家族の方の、死亡・高度障害に備えて加入する掛け捨て式の保険です。希望により、医療保障保険や三大疾病サポート保険を付加することができます。
	募集時期	毎年2月頃
	保険期間	6月1日から翌年の5月31日までの1年間（以後、自動更新）
	配当金	1年ごと剩余金があれば還付があります。
	保障内容と保険料	募集時のパンフレットをご覧ください。
	保険料の給与控除	6月の給与から控除開始します。
	退職後の取扱い	在職中から加入していた方は、退職後も70歳まで保険契約（本人1,000万円、800万円又は500万円、配偶者1,000万円、800万円、600万円又は500万円、こども400万円）に加入することができます。 なお、退職時に医療保障保険や3大疾病サポート保険に加入されている方は、全国市長会任意共済保険にセットすることもできます。
医療保険 (団体扱い) [担当] 互助会 福利係	医療保険とは	会員が保険会社と直接契約する保険です。会員本人及びその家族の方が、病気や不慮の事故で入院、手術をしたときなどの医療費負担の軽減を目的とした保険です。
	募集時期	令和6年度で募集終了
	保険期間	終身
	保険料	加入時又は更新時の年齢等により決定します。
	保険料の給与控除	8月の給与から控除します。
がん治療保険 (団体扱い) [担当] 互助会 福利係	がん治療保険とは	会員が保険会社と直接契約する保険です。
	募集時期	令和6年度で募集終了
	保険期間	8月1日から10年間で、満了後は自動更新します。
	保険料	加入時又は更新時の年齢等により決定します。
	保険料の給与控除	8月の給与から控除開始します。

種別	概 要																					
団体傷害保険 [担当] 互助会 福利係	団体傷害保険とは	会員本人及びその家族の方が、事故により通院・入院・死亡・高度障害になったとき、又は日常生活において他人に損害を与え、法律上の賠償責任が生じたときに備えるための保険です。 また、オプションをつけることで、病気に備えることができます。																				
	募集期間	毎年7月頃(随時加入可)																				
	保険期間	8月1日から翌年の7月31日までの1年間(以後、自動更新)																				
	補償内容と保険料	募集時のパンフレットをご覧ください。																				
	保険料の給与控除	10月の給与から控除開始します。																				
	請求先	広島市流通センター(株) TEL(082)277-6121																				
公務員賠償 責任保険 [担当] 互助会 福利係	公務員賠償責任保険とは	公務に起因する住民訴訟又は民事訴訟が起きた場合の裁判費用を補償するための保険です。																				
	募集時期	毎年8月下旬~9月初旬(随時加入可)																				
	保険期間	10月1日から翌年の10月1日までの1年間(以後、自動更新)																				
	補償内容と保険料	募集時のパンフレットをご覧ください。																				
団体扱い 生命保険 [担当] 互助会 福利係	団体扱い生命保険とは	会員が下記の生命保険会社と契約をし、その保険料の振込みについて団体扱いを希望する場合には、互助会が毎月の給与から保険料を控除し、一括して保険会社に払い込みます。会員の保険料納付の手間が省け、保険の種類によって、一般の月掛け保険料に比べ若干の割引が得られる特典があります。																				
	団体扱いの加入の手続	会員が生命保険会社と保険契約したうえで、保険会社が定める団体扱いに加入する旨の書類(「団体扱加入通知書」等)に所属名・職員番号・氏名などを正確に記入し、契約会社(保険外交員)に提出してください。職員番号に誤りがある場合は、給与控除が一切できませんのでご注意ください。この場合、「団体扱加入通知書」等の「代表者または事務取扱責任者の確認印」は、後日保険会社から互助会あてに送付された際に互助会で押印するため不要です。なお、給与控除は原則として加入申込月の翌月又は翌々月から開始されます。																				
	解約・変更の手続	団体扱いを解約または変更しようとするときには、会員(加入者)が直接保険会社又は当該会社の保険外交員に連絡してください。 事務処理上、保険料は解約・変更月の翌月又は翌々月まで控除されます。 なお、解約後控除された保険料は、後日保険会社から直接会員に返金されます。																				
	休職の手続	病休・育休等で無給となる月から団体扱いができなくなります。 直接保険会社又は当該会社の保険外交員に連絡したうえ、個人で直接保険会社に保険料を支払ってください。 また、復帰の際に再び団体扱いを希望する場合も、直接保険会社又は当該会社の保険外交員に連絡し所定の手続を行ってください。																				
	配当金	配当金を現金受取とする契約を団体扱いにした場合、配当金は互助会から会員の口座に振り込みます。																				
	指定生命保険会社	<令和7年4月1日現在> <table border="1"> <tbody> <tr><td>アクサ生命</td><td>朝日生命</td><td>アフラック生命</td></tr> <tr><td>メットライフ生命</td><td>簡易生命保険</td><td>ジブラルタ生命</td></tr> <tr><td>日本教育公務員弘済会</td><td>ジブラルタ(旧エジソン)生命</td><td>住友生命</td></tr> <tr><td>ソニー生命</td><td>太陽生命</td><td>第一生命</td></tr> <tr><td>ジブラルタ(旧スター)生命</td><td>日本生命</td><td>富国生命</td></tr> <tr><td>ブルデンシャル生命</td><td>マニュライフ生命</td><td>大樹生命</td></tr> <tr><td>明治安田生命</td><td>東京海上日動あんしん生命</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※ 簡易保険については、取扱いが異なります(加入・脱退については、互助会へ申込書を提出)のでご注意ください。詳細については、互助会福利係までお問い合わせください。</p>	アクサ生命	朝日生命	アフラック生命	メットライフ生命	簡易生命保険	ジブラルタ生命	日本教育公務員弘済会	ジブラルタ(旧エジソン)生命	住友生命	ソニー生命	太陽生命	第一生命	ジブラルタ(旧スター)生命	日本生命	富国生命	ブルデンシャル生命	マニュライフ生命	大樹生命	明治安田生命	東京海上日動あんしん生命
アクサ生命	朝日生命	アフラック生命																				
メットライフ生命	簡易生命保険	ジブラルタ生命																				
日本教育公務員弘済会	ジブラルタ(旧エジソン)生命	住友生命																				
ソニー生命	太陽生命	第一生命																				
ジブラルタ(旧スター)生命	日本生命	富国生命																				
ブルデンシャル生命	マニュライフ生命	大樹生命																				
明治安田生命	東京海上日動あんしん生命																					
団体扱い 損害保険 [担当] 互助会 福利係	団体扱い損害保険とは	会員が保険会社と直接契約する保険です。 自動車保険・火災保険・積立ファミリー交通傷害保険の保険料を、毎月給料から控除して保険会社に払い込みます。																				
	契約手続	取扱代理店である、広島市流通センター(株)へ連絡し、加入手続を行ってください。(広島市流通センター(株) TEL082-277-6121)																				

種別	概要																																																																																																							
全国都市職員 災害共済会																																																																																																								
[担当] 互助会 福利係																																																																																																								
○ 全国都市職員災害共済会火災共済とは																																																																																																								
<p>1 火災共済</p> <p>(1) 火災共済金</p> <p>火災、落雷、破裂・爆発、航空機の墜落、車両の飛び込み、上層階の他人の住居からの水漏れによる損害を受けた場合、火災共済金を支払います。</p> <p>● 1口当たりの掛金額・補償額・補償額の最高限度額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>契約の種類</th> <th>掛金額(年額)</th> <th>補償額</th> <th>補償額の最高限度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木 造</td> <td>1口当たり 300 円</td> <td>1口当たり 50 万円</td> <td>建物 4,000 万円(80 口) 動産 2,000 万円(40 口) 合計 6,000 万円(120 口)</td> </tr> <tr> <td>耐火造</td> <td>1口当たり 200 円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>● 短期掛金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">契約の種類</th> <th colspan="11">短期契約掛金額(1口当たり)</th> </tr> <tr> <th>1ヶ月</th> <th>2ヶ月</th> <th>3ヶ月</th> <th>4ヶ月</th> <th>5ヶ月</th> <th>6ヶ月</th> <th>7ヶ月</th> <th>8ヶ月</th> <th>9ヶ月</th> <th>10ヶ月</th> <th>11ヶ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>木 造</td> <td>25 円</td> <td>50 円</td> <td>75 円</td> <td>100 円</td> <td>125 円</td> <td>150 円</td> <td>175 円</td> <td>200 円</td> <td>225 円</td> <td>250 円</td> <td>275 円</td> </tr> <tr> <td>耐 火 造</td> <td>17 円</td> <td>34 円</td> <td>51 円</td> <td>68 円</td> <td>85 円</td> <td>102 円</td> <td>119 円</td> <td>136 円</td> <td>153 円</td> <td>170 円</td> <td>187 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>● 共済金の算出方法</p> <p>建物、動産別に次の計算式により共済金を算出します。 損害額、契約金額及び算出額を比較し、いずれか少ない額が共済金となります。</p> $\text{損害額} \times \frac{\text{契約金額}}{\text{再取得価額} \times 0.8} = \text{算出額}$ <p>※再取得価額</p> <p>木 造 50 万円 × 延建坪 = 再取得価額</p> <p>耐火造 70 万円 × 延建坪 = 再取得価額</p> <p>動 産 動産標準評価表による再取得価額を基準とし、最高 2,000 万円を限度として実際 に所有する価額まで。</p> <p>(2) 風水雪害共済金 (600 万円限度)</p> <p>風災(台風、突風又は旋風等。ただし、砂塵・塩分又は煤煙等による損害を除く。)、水災(暴風雨、洪水、豪雨又は長雨等)、雪災(積雪、雪崩又は降雹等)により、建物又は動産にそれぞれ 20 万円以上の損害を受けた場合、共済金を支払います。</p> <p>● 共済金の算出方法</p> <p>物件の再取得価額に対する損害額の割合により、契約口数に下表の 1 口当たりの支払額を乗じて得た額を支払います。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>損害の割合</th> <th>被災物件に係る共済契約1口当たり支払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td>1/2 以上</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td>1/3 以上</td> <td>15,000 円</td> </tr> <tr> <td>1/3 未満</td> <td>3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) その他</p> <p>臨時費用共済金、残存物取片付費用共済金、失火見舞費用共済金、災害死亡共済金</p> <p>2 風水雪害特約</p> <p>(1) 風水雪害特約共済金 (2,400 万円限度)</p> <p>風水雪害特約を契約すると、風災、水災、雪災により、建物又は動産にそれぞれ 20 万円以上の損害を受けた場合、風水雪害特約共済金と基本部分である火災共済の風水雪害共済金とを併せて支払います。</p> <p>● 掛金額</p> <p>木造・耐火造の区別なしに一律 1 口当たり 150 円ですが、火災共済契約に附帯して同口数契約となります。(特約のみの契約はできません。)</p> <p>● 短期掛金額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">契約の種類</th> <th colspan="11">短期契約掛金額(1口当たり)</th> </tr> <tr> <th>1ヶ月</th> <th>2ヶ月</th> <th>3ヶ月</th> <th>4ヶ月</th> <th>5ヶ月</th> <th>6ヶ月</th> <th>7ヶ月</th> <th>8ヶ月</th> <th>9ヶ月</th> <th>10ヶ月</th> <th>11ヶ月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>風水雪害特約</td> <td>13 円</td> <td>26 円</td> <td>39 円</td> <td>52 円</td> <td>65 円</td> <td>78 円</td> <td>91 円</td> <td>104 円</td> <td>117 円</td> <td>130 円</td> <td>143 円</td> </tr> </tbody> </table>	契約の種類	掛金額(年額)	補償額	補償額の最高限度	木 造	1口当たり 300 円	1口当たり 50 万円	建物 4,000 万円(80 口) 動産 2,000 万円(40 口) 合計 6,000 万円(120 口)	耐火造	1口当たり 200 円			契約の種類	短期契約掛金額(1口当たり)											1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	木 造	25 円	50 円	75 円	100 円	125 円	150 円	175 円	200 円	225 円	250 円	275 円	耐 火 造	17 円	34 円	51 円	68 円	85 円	102 円	119 円	136 円	153 円	170 円	187 円	損害の割合	被災物件に係る共済契約1口当たり支払額	全部	50,000 円	1/2 以上	25,000 円	1/3 以上	15,000 円	1/3 未満	3,000 円	契約の種類	短期契約掛金額(1口当たり)											1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月	風水雪害特約	13 円	26 円	39 円	52 円	65 円	78 円	91 円	104 円	117 円	130 円	143 円
契約の種類	掛金額(年額)	補償額	補償額の最高限度																																																																																																					
木 造	1口当たり 300 円	1口当たり 50 万円	建物 4,000 万円(80 口) 動産 2,000 万円(40 口) 合計 6,000 万円(120 口)																																																																																																					
耐火造	1口当たり 200 円																																																																																																							
契約の種類	短期契約掛金額(1口当たり)																																																																																																							
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月																																																																																													
木 造	25 円	50 円	75 円	100 円	125 円	150 円	175 円	200 円	225 円	250 円	275 円																																																																																													
耐 火 造	17 円	34 円	51 円	68 円	85 円	102 円	119 円	136 円	153 円	170 円	187 円																																																																																													
損害の割合	被災物件に係る共済契約1口当たり支払額																																																																																																							
全部	50,000 円																																																																																																							
1/2 以上	25,000 円																																																																																																							
1/3 以上	15,000 円																																																																																																							
1/3 未満	3,000 円																																																																																																							
契約の種類	短期契約掛金額(1口当たり)																																																																																																							
	1ヶ月	2ヶ月	3ヶ月	4ヶ月	5ヶ月	6ヶ月	7ヶ月	8ヶ月	9ヶ月	10ヶ月	11ヶ月																																																																																													
風水雪害特約	13 円	26 円	39 円	52 円	65 円	78 円	91 円	104 円	117 円	130 円	143 円																																																																																													

種別	概要										
	<p>●共済金の算出方法 建物、物産別に次の計算式により得られた額を支払います。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">損害額 (再取得価額を基準として算出した額)</td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;">契約金額</td> <td style="padding: 5px;">= 算出額</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center; padding: 5px;">再取得価額 × 0.8</td> </tr> </table> <p>※ 上記計算式により得られた算出額と損害額及び契約金額を比較し、いずれか少ない額に2分の1を乗じて得た額を支払います。 ただし、風水雪害共済金と併せて風水雪害特約共済金をお支払いする場合は、共済金の合計額は損害額が限度となります。</p> <p>(2) その他 臨時費用共済金、残存物片付費用共済金</p>	損害額 (再取得価額を基準として算出した額)	×	契約金額	= 算出額	再取得価額 × 0.8					
損害額 (再取得価額を基準として算出した額)	×	契約金額	= 算出額								
再取得価額 × 0.8											
	<p>3 見舞金</p> <p>(1) 地震災害見舞金（組合員が現に居住する物件についてのみ支払対象） 地震・噴火（地震による津波及び火災を含む。）により建物又は物産にそれぞれ20万円以上の損害を受けた場合、物件の再取得価額に対する損害額の割合により、契約口数に下表の1口当たりの支給額を乗じて得た額を支給します。（100万円限度）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">損害の割合</th> <th style="width: 80%;">被災物件に係る共済契約1口当たり支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全部</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>1/2 以上</td> <td>12,000 円</td> </tr> <tr> <td>1/3 以上</td> <td>8,000 円</td> </tr> <tr> <td>1/3 未満</td> <td>3,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 交通災害給付金 組合員が日本国内の交通による災害で、死亡又は入院した場合、次により支給します。</p> <p>① 交通災害死亡弔慰金 契約口数に1口当たり7,500円を乗じて得た額を支給します。（30万円限度）。</p> <p>② 交通災害入院見舞金 契約口数に1口当たり2,500円を乗じて得た額を支給します（10万円限度）。</p> <p>③ 死亡弔慰金 組合員が病気等により死亡した場合、契約口数に1口当たり5,000円を乗じて得た額を支給します。（20万円限度）</p>	損害の割合	被災物件に係る共済契約1口当たり支給額	全部	20,000 円	1/2 以上	12,000 円	1/3 以上	8,000 円	1/3 未満	3,000 円
損害の割合	被災物件に係る共済契約1口当たり支給額										
全部	20,000 円										
1/2 以上	12,000 円										
1/3 以上	8,000 円										
1/3 未満	3,000 円										
	<p>○ 契約できる建物と動産 組合員及び扶養親族が所有する建物・動産 (建物のみ、動産(家財)のみの契約も可、借家の場合、動産のみ契約が可能) ※店舗・カーポート・自動車等を除く。</p>										
	<p>○ 加入手続き</p> <p>【新規加入（随時受付）】 新規加入希望者は「火災共済契約申込書」に記入・押印のうえ、掛金を添えて、互助会窓口へ提出してください。 (毎月月末締切→翌月1日から契約発効) ※ 保険期間は契約開始月から3月31日までとなります。</p> <p>【継続加入】 既加入者へ毎年1月下旬継続加入申込書を送付します。 共済掛金の払込みは、次のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 職員 → 3月期末手当から控除 ② 非常勤職員 → 所定の振込用紙による払込み。 										
	<p>○ 割戻金 毎年度決算において火災共済事業の剩余金が生じた場合には、法定準備金等を控除した残余金を契約口数に応じて割戻し、これを出資金に振り替え充当します。</p> <p>※ 出資金は退職後に加入者の口座に振り込みます。</p> <p>※ 令和3年度割戻金の額（毎年度金額は変更となります。なお、令和4・5年度は割戻金なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 火災共済基本契約1口当たりの割戻金の額 木造：80円、耐火造：65円 (2) 火災共済風水雪害特約契約1口当たりの割戻金の額 15円 										

⑦貯蓄について

1 積立年金保険

[担当] 互助会福利係

概要																								
積立年金保険とは	退職後のゆとりある生活のために、在職中に積立てを行い、退職後に年金として受け取るもので、公的年金を補完する制度です。 自由型と税控除型の二種類があります。																							
保険料	<table><tbody><tr><td>【月 払】</td><td>1 口～</td><td>99 口</td><td>(1 口 1,000 円)</td></tr><tr><td>【ボーナス払】</td><td>1 口～</td><td>100 口</td><td>(1 口 10,000 円)</td></tr><tr><td>【退職時一時払】</td><td>10 口～</td><td>2,000 口</td><td>(1 口 10,000 円)</td></tr></tbody></table>			【月 払】	1 口～	99 口	(1 口 1,000 円)	【ボーナス払】	1 口～	100 口	(1 口 10,000 円)	【退職時一時払】	10 口～	2,000 口	(1 口 10,000 円)									
【月 払】	1 口～	99 口	(1 口 1,000 円)																					
【ボーナス払】	1 口～	100 口	(1 口 10,000 円)																					
【退職時一時払】	10 口～	2,000 口	(1 口 10,000 円)																					
募集時期	毎年 10 月頃																							
新規加入及び加入口数の変更	年 1 回の募集時のみ受付を行い、毎年 2 月 1 日付けで取り扱います。																							
自由型と税控除型の概要	<table><thead><tr><th>区分</th><th>自由型</th><th>税控除型</th></tr></thead><tbody><tr><td>加入資格</td><td>加入日(2 月 1 日)に、保険満了日(退職日)までの予定加入期間が 2 年以上ある職員</td><td>加入日(2 月 1 日)に、保険満了日(退職日)までの予定加入期間が 10 年以上ある職員</td></tr><tr><td>保険料の所得控除</td><td>一般生命保険料控除の対象です。</td><td>個人年金保険料控除の対象です。</td></tr><tr><td>脱退</td><td>随時できます。</td><td>随時できます。</td></tr><tr><td>積立金の払出し</td><td>随時できます。</td><td>できません。</td></tr><tr><td>育児休業中の取扱い</td><td>保険料の積立を、最長 3 年間中断し、積立金を据え置くことができます。 積立再開を希望される場合は、年 1 回の募集時期(10 月頃)に新たに申し込んでください。 中断期間が 3 年以上になると脱退扱いとなります。</td><td>積立てを中断することはできませんが、互助会指定の納付書で保険料を納付することにより、継続することができます。</td></tr><tr><td>退職時の受取方法</td><td>・年金コース ・一時金コース ・終身保険コース (R2.1.1 より販売停止中) ・医療保険コース</td><td>・年金コース ・一時金コース</td></tr></tbody></table>			区分	自由型	税控除型	加入資格	加入日(2 月 1 日)に、保険満了日(退職日)までの予定加入期間が 2 年以上ある職員	加入日(2 月 1 日)に、保険満了日(退職日)までの予定加入期間が 10 年以上ある職員	保険料の所得控除	一般生命保険料控除の対象です。	個人年金保険料控除の対象です。	脱退	随時できます。	随時できます。	積立金の払出し	随時できます。	できません。	育児休業中の取扱い	保険料の積立を、最長 3 年間中断し、積立金を据え置くことができます。 積立再開を希望される場合は、年 1 回の募集時期(10 月頃)に新たに申し込んでください。 中断期間が 3 年以上になると脱退扱いとなります。	積立てを中断することはできませんが、互助会指定の納付書で保険料を納付することにより、継続することができます。	退職時の受取方法	・年金コース ・一時金コース ・終身保険コース (R2.1.1 より販売停止中) ・医療保険コース	・年金コース ・一時金コース
区分	自由型	税控除型																						
加入資格	加入日(2 月 1 日)に、保険満了日(退職日)までの予定加入期間が 2 年以上ある職員	加入日(2 月 1 日)に、保険満了日(退職日)までの予定加入期間が 10 年以上ある職員																						
保険料の所得控除	一般生命保険料控除の対象です。	個人年金保険料控除の対象です。																						
脱退	随時できます。	随時できます。																						
積立金の払出し	随時できます。	できません。																						
育児休業中の取扱い	保険料の積立を、最長 3 年間中断し、積立金を据え置くことができます。 積立再開を希望される場合は、年 1 回の募集時期(10 月頃)に新たに申し込んでください。 中断期間が 3 年以上になると脱退扱いとなります。	積立てを中断することはできませんが、互助会指定の納付書で保険料を納付することにより、継続することができます。																						
退職時の受取方法	・年金コース ・一時金コース ・終身保険コース (R2.1.1 より販売停止中) ・医療保険コース	・年金コース ・一時金コース																						
払出し・脱退に伴う脱退一時金に対する課税	払出し・脱退一時金は一時所得となりますが、受取額と払込保険料の差額のうち 50 万円までは課税されません。																							
保険料の給与控除	2 月の給与から控除開始します。																							

2 財産形成貯蓄

[担当]福利課厚生係

概要	
財産形成貯蓄とは	勤労者財産形成促進法に基づき、事業主が勤労者の財産形成を支援する趣旨の貯蓄です。 勤労者は事業主を通して申込みをし、毎月の給与と、6月・12月の賞与（任意）からの控除により積立てします。 財形貯蓄については、財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄・一般財形貯蓄を実施しています。
財形住宅貯蓄とは	自己の名義かつ居住用の住宅を取得等（要件内の増改築を含む）する、資金づくりのための貯蓄です。 住宅取得等の費用に充てることを条件とし、元利合計 550 万円（財形年金併用の場合は合わせて）まで、利子非課税の優遇措置が付与されます。 (払出しの際に、住宅取得等の証明となる書類が必要です。) 契約上の積立期間は 5 年以上ですが、住宅取得等のためであれば、5 年以内に払い出すことも可能です。
財形年金貯蓄とは	5 年以上積立てを行い、その残高を 60 歳以降の日から 5 年以上 20 年以内の期間で年金形式で定期的に受け取る貯蓄です。 年金として受け取ることを条件とし、元利合計 550 万円（財形住宅併用の場合は合わせて）まで、利子非課税の優遇措置が、退職後も年金受取終了時点まで継続されます。
一般財形貯蓄とは	使途目的を問わない貯蓄ですが、非課税措置がなく、利子に対して 20.315% の源泉分離課税が課せられます。 積立期間は、原則として 3 年以上ですが、積立期間が 1 年以上経過の場合、一部を払い出すことも可能です。
新規募集及び既加入者の積立額変更の受付期間	毎年 9 月 1 日～9 月 14 日 (1 日もしくは 14 日が休日の場合は、期間が変更となります。) 上記期間内に、各種財形貯蓄申込書に記入の上、福利課へ提出してください。 (用紙の配布方法等については、厚生だよりの 8 月 1 日号、9 月 1 日号へ掲載します。)
新規加入者の積立開始及び既加入者の変更後積立額での積立開始	11 月の給与積立分から

育児休業等取得者の継続適用特例制度について

所定の手続を行うことで、引き続き利子等に対する非課税措置を受けながら、財形非課税貯蓄を継続できます。

詳しくは、福利課厚生係担当者にお問い合わせください。

- 育児休業等を取得する方が、育児休業期間中の払込みを中断するためには、育児休業等の開始日までに勤務先を通じて、契約している金融機関に所定の申告書等を提出。
- 職場復帰後、最初に振込みを行うべき日（毎月払込みの方は、原則、職場復帰後最初の給与支払日）に払込みが必要。
(再開されない場合、非課税措置の適用は受けられなくなります。)

市立病院機構職員（市派遣職員を除く。）の財産形成貯蓄に係る手続について

地方独立行政法人広島市立病院機構（以下「市立病院機構」という。）職員（市派遣職員を除く。）の財産形成貯蓄に係る手続は、市立病院機構本部事務局経営管理課（電話 082-209-6775）で行います。

広島市教育委員会の財産形成貯蓄に係る手続について

広島市立の小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教職員（技術指導員、技術員、業務員及び給食調理員等を除く。）の財産形成貯蓄に係る手続は、市教育委員会学校教育部教職員課（電話 082-504-2511）で行います。

区分	財形住宅貯蓄	財形年金貯蓄	一般財形貯蓄
貯蓄の目的	自己住居用の住宅取得や、自己所有の住宅の増改築等のための資金づくりを目的とした貯蓄。 住宅取得等のために充てることを条件として、積立金から生じる利子等が非課税扱いとなる。	積立した残高を、60歳以降の日から5年以上20年末満の期間で、年金形式で受け取ることを目的とした貯蓄。 積立金から生じる利子等の非課税措置が、勤労者でなくなった退職後も年金受取終了時まで継続される。	目的が自由で、一部支払もできる便利な貯蓄制度。
対象者	広島市の職員で、募集年度の10月末日現在55歳未満の方。 (ただし、月額給与の支払日が毎月21日の者に限る。)	広島市の職員で年齢制限なし。(ただし、月額給与の支払日が毎月21日の者に限る。)	
加入件数	3種類それぞれ1人1契約 (3種類とも異なった金融機関への加入可)		
積立期間	原則として5年以上。 ただし5年内でも、自己の居住用の住宅取得や居住宅の増改築等費用に充当するためであれば払出し可能。	原則として5年以上。	原則として3年以上。(積立期間が1年経過後は、一部払出可能。)
積立ての中断	1回につき2年未満の積立て中断が可能。 ただし、これを超えた場合は非課税措置はなくなり、課税扱いとなる。 (中断回数に制限はない)		制限なし。
払出しの要件	非課税扱いで払出しができる要件。 ① 取得・増改築等する住宅が、自己の名義であること及びその住宅が居住用であること。 (住民票の住所と一致すること。) ② 床面積が50m ² 以上240m ² 以下であること。 ③ 取得した住宅が中古の場合、昭和57年1月1日以後に建築されたこと。 ④ 増改築等の場合は、費用が75万円を超えていること。	非課税扱いで払出しができる要件。 ① 積立て終了日から、受取開始までの期間が、5年以内であること。 ② 受取開始日が満60歳以降であること。 ③ 受取期間が、5年以上20年以内であること。 (年4回3か月ごとの受取)	使途目的は問わない。 ただし、積立て開始から1年以内の払出しは不可。
	上記以外の払出し(払出し要件に該当しない払出し)は解約扱い、さらに解約時から過去5年以内に支払われた利子に対し、20.315%の源泉分離課税が適用される。		
払出しの方法	<p>所定の払戻請求書に記入・押印のうえ、福利課へ提出。 ※ 払戻請求書は、必要な都度、福利課へ請求。 【締切日】毎月15日(15日が休日の場合は直前の平日) 【払戻金の振込】その月の月末(末日が休日の場合は翌営業日)に、指定の口座(払戻請求書にて指定)へ払戻金を振り込む。</p> <p>1 住宅取得後に払い出す場合 (1)必要書類 ①住宅の登記簿謄本の写し ②売買契約書等の写し ③住民票 ※ 増改築等の場合、建築確認通知書の写し、検査済書の写し又は増改築等工事証明書の写しが必要。 (2)払出金額 住宅取得等の額以下の金額</p> <p>2 住宅取得等前に払い出す場合 (1)必要書類 ①売買契約書の写し ②工事請負契約書の写し又は契約締結予定期通知書 (2)払出金額 貯蓄金額の90%又は住宅取得後の額のいずれか低い額以下の金額 ※ 貯蓄金額の90%を払い出した場合、住宅取得等後に住宅取得等後に払い出す方法で記載されている契約書以外の書類を提出し、残額を払い出す。 ※ 指定した金額の払い出しあり不可。</p>		
税制	元利合計550万円まで非課税。 (財形年金併用の場合は合わせて550万円まで。)	元利合計550万円まで非課税。 (財形年金併用の場合は合わせて550万円まで。) ※退職後も年金受取終了時まで非課税措置の継続。	非課税措置なし。 (利子に対して20.315%の源泉分離課税。)
課税積立て	①2年以上積立て中断したとき。 ②非課税限度額(元利合計550万円まで)を超えたとき。 ①・②以降に生じる利子に対し、20.315%の源泉分離課税を適用(積立ての継続は可能。)		
積立て金額及び積立て方法	①毎月の給料から積立て ②毎月の給料と6月・12月の期末・勤勉手当からの積立て(期末・勤勉手当のみの積立ては不可) ※積立て額は1,000円の整数倍で、1回の積立て額は1,000円以上100万円未満 ※上記以外の方法での積立ては不可。		

⑧何か欲しいものがあるときに

種別	内容
互助会特約店 〔担当〕 互助会 福利係	<p>広島市内所在の商店等を特約店に指定しています。</p> <p><利用方法></p> <p>特約店店頭等で、「広島市職員身分証明書」、「健康保険証」又は「互助会会員証」等を提示することにより、割引価格等でお得に利用することができます。</p> <p>各特約店により、割引内容が異なります。</p> <p>割引内容については、利用前に特約店にご確認ください。</p> <p>※ 特に、マンション販売については、特約店により利用範囲が異なります。</p> <p>直接、該当の特約店にお問い合わせください。</p> <p><利用範囲></p> <p>会員本人 配偶者 1親等内の親族 2親等以内の親族（同居に限る。）</p> <p><特約店一覧等></p> <p>特約店及び割引例については、P21～P24の一覧表をご覧ください。 特約店に変更等があれば、「厚生だより」で随時お知らせします。</p> <p>特約店には、所定のステッカーが掲出されています。</p>  <p>特約店ステッカー</p>

⑨余暇を利用して

種別	内容	補助金等	手續
会員制 福利厚生事業 (外部委託) [担当] 互助会 福利係	㈱ベネフィット・ワンが運営する会員制福利厚生パッケージサービスに加入し、スケールメリットを生かした宿泊補助・旅行・レジャー・健康増進・生活支援等の様々なサービスの提供を受けることができます。	会員特典に加えて、宿泊補助や各種生活メニュー補助制度等、広島市独自メニューが用意されています。	利用するメニューにより、申込方法が異なります。 利用に際しては、内容・利用方法等を『ベネフィット・ステーション利用ガイド』、『会員専用ホームページ』等でご確認ください。 <申込方法の例> ・会員専用ホームページでの申込み ・カスタマーセンターへの電話申込み ・JTB店舗窓口での申込み ・クーポン提示(グルメメニュー等)
体育行事助成金 [担当] 互助会 福利係	局・区・部・課・事業所等の単位で運動競技や保健体育に関する行事を行うとき助成金を交付します。	<支給回数> 年度内 1 回 <支給額> 1 人 1 回当たり 2,000 円以内	体育行事助成金交付申請書を事前に互助会へ提出。 助成金は体育行事助成金登録口座へ振り込みます。 なお、所属長は、行事終了後精算を行い、残金が生じたときは、精算書と併せて互助会へ返納してください。 残金が生じないときも、領収書等を添付の上精算書を互助会へ提出してください。 <交付日> 毎月 1~15 日申請 → 同月末日交付 毎月 16~末日申請 → 翌月 15 日交付 ※ 申請書提出時期によっては、行事実施後の振込みとなります。
広島交響楽団 演奏会・演劇等 鑑賞会招待 [担当] 互助会 福利係	余暇の充実、文化・教養向上の支援を図るため、広島交響楽団定期演奏会・演劇等鑑賞会へ招待します。	<招待回数> 年度内 1 回 <助成額> 互助会購入価格の 1 / 2	申込期限内に互助会 Web サイト内の専用フォームで申込み。 申込多数の場合は、抽選により決定します。 ※ 募集内容等については、その都度、厚生だより等でお知らせします。
プロ野球・ プロサッカー・ プロバスケットボール観戦招待 [担当] 互助会 福利係	余暇の充実を図るため、プロ野球・プロサッカー・プロバスケットボール観戦へ招待します。	<招待回数> 原則として年度内 1 回 <助成額> 原則として互助会 購入価格の 1 / 2	申込期限内に互助会 Web サイト内の専用フォームで申込み。野球のみ所定の申込書の提出も可。 申込多数の場合は、抽選により決定します。 ※ 募集内容等については、その都度、厚生だより等でお知らせします。
セミナー [担当] 互助会 福利係	余暇の充実や様々な知識の習得、健康管理能力の向上を図るため、セミナー等を開催します。	<招待回数> 原則としてセミナー等ごとに年度内 1 回 <助成額> 全額互助会負担	申込期限内に所定の申込書等により申込み。 申込み多数の場合は、抽選により決定します。 ※ 募集内容等については、その都度、厚生だより等でお知らせします。
文化・体育 ・娯楽施設 の割引利用 [担当] 互助会 管理係	互助会が、広島市内及び近郊の、文化・体育・娯楽施設と契約し、互助会会員とその家族について、割引価格等で利用ができます。 割引価格等で利用ができる施設(互助会契約割引施設)は、P25~P26 のとおりです。 ※ 利用方法及び割引等の内容は、施設によって異なります。 利用前に各施設等にご確認してください。		
互助会 契約宿泊施設 [担当] 互助会 管理係	互助会が、全国のホテル・旅館等と契約し、互助会会員とその家族について、通常より割り引いた利用料金で宿泊施設が利用できます。 割引価格等で利用ができる施設(互助会契約宿泊施設)は、P27~P28 のとおりです。 ※ 割引内容については、施設やシーズンによって異なりますので、予約時に、各施設に確認してください。		

設名	内容								
<p>ハーモニーランド (大分県速見郡日出町 藤原 5933) TEL (0977) 73-1155 [担当] 互助会 福利係</p>	<p><利用方法> 互助会で発行するハーモニーランドクラブフレンドリーカードを提示することにより、チケットがお得な会員料金でお求めいただけます。</p> <p><会員特典> チケットの割引ほか 会員の家族も割引可</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象券種</th> <th>区分</th> <th>通常料金（税込）</th> <th>会員料金（税込）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>パスポートチケット</td> <td>4歳～大人</td> <td>3,600 円</td> <td>3,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※4歳未満は無料です。</p> <p>※期間限定特別優待もありますので、詳しくは「ハーモニーランドクラブ」又は、互助会にご確認ください。</p>	対象券種	区分	通常料金（税込）	会員料金（税込）	パスポートチケット	4歳～大人	3,600 円	3,500 円
対象券種	区分	通常料金（税込）	会員料金（税込）						
パスポートチケット	4歳～大人	3,600 円	3,500 円						

⑩文化活動・体育活動

種別	内容等	手續	備考
<p>総合文化祭 [担当] 互助会 福利係</p>	<p>総合文化祭を鷹野橋職員会館で開催し、会員の余暇活動や各サークル活動の成果を発表しています。</p> <p><開催時期> 毎年 11 月 ※展示作品の募集は、毎年 9 月</p> <p><主な内容> 作品展示、サークル合同発表会、囲碁大会…など</p>	<p>「厚生だより」に、開催内容等を掲載し、参加者や展示作品を募集します。</p>	
<p>総合体育祭 [担当] 福利課厚生係 ・ 互助会福利係</p>	<p>総合体育祭を開催し、職員の親睦を図っています。</p> <p><開催時期> 毎年 7 月～12 月頃</p>	<p>「厚生だより」に、実施要領を掲載します。</p>	
<p>サークル [担当] 互助会 福利係</p>	<p>体育系、文化系のサークルが活動しています。 活動内容や入部等の問合せは、次頁の一覧表を参考に、各サークルへお願いします。</p>		

～ サークル一覧 ～

(令和7年12月1日現在)

文化部会 一覧

サークル名	部長・幹事	内 容
美術部	部 古川裕子(健・原対調査課)☎内3951 幹 倉本寿是(産振・工技・デザイン支援室)☎242-4170	練 鷹野橋職員会館(3階第1サークル室) 毎週水曜日PM5:30～8:00(水彩・油彩画・その他)
茶道部 (上田宗箇流)	部 熊崎多香子(市大・教務・学部運営室) ☎830-1500 幹 柴田知子(経・経済企画課)☎内3410	練 毎週木曜日PM6:30鷹野橋職員会館 4階 茶室 行 各種茶会参加
書道部	部 為廣みちこ(古田小学校)☎271-5204 幹 菅原秀明	練 毎週金曜日 鷹野橋職員会館 3階 第1サークル室
フランス 刺繡部	部 寺岡道子 幹 伊藤みのり(西・保険年金課)☎内84-283	練 每月第1～第3水曜日PM6:00～8:00 鷹野橋職員会館 3階 第2サークル室
華道部 (小原流)	部 石川めぐみ(市病・看護部)☎221-2291(内 5840) 幹 三宅光江	練 火 PM5:30 市民病院職員寮 木 PM4:00～鷹野橋職員会館 3階 第1サークル室
囲碁部	部 小河 博(中・生活課)☎内89-673 幹 北崎 涼(財・徴収企画課)☎内89-709	練 (月例会)第1土曜日 PM1:30～鷹野橋職員会館 3階 ミーティングルーム 行 囲碁大会(7、11月)の開催、運営
日本舞踊部	部 今西由紀(財・中央市税事務所)☎内 3711 幹 原田明子	練 水曜日 PM6:00 鷹野橋職員会館 4階 第3サークル室
合唱部	部 荒木清希(南・区政調整課)☎内 83-200 幹 戸根洋祐(健・健康推進課)☎内 4089	練 毎週水曜日 PM6:30 鷹野橋職員会館 3階 ミーティングルーム 行 定期演奏会、総合文化祭(互助会主催)、訪問演奏等
将棋部	部 金行良隆(旭町水資源再生センター)☎内 5891 幹 長瀬 淳(環・環境施設部)☎内 3235	練 每月第1土曜日 鷹野橋職員会館 3階 第2サークル室 行 各種団体戦参加
鳴子踊り部	部 三浦和子(福木保育園)☎999-2039 幹 林 裕志(こ・幼保企画課)☎内 2835	練 隨時、鷹野橋職員会館体育ホールなど 行 フラワーフェスティバルへの参加や保育園行事等
弦楽器部	部 吉村晴海(西・維持管理課)☎内84-375 幹 國田知成(都・都市機能調整部)☎内 2413	練 每月第4月曜日 PM6:00 鷹野橋職員会館 3階 ミーティングルーム 行 定期演奏会、総合文化祭(互助会主催)、訪問演奏等

凡例:部=部長、幹=幹事、練=練習日、練習場所、行=主な行事名

体育部会 一覧

(令和7年12月1日現在)

サークル名	部長・幹事	内 容
陸上競技部	部 吉本勝志(財・徴収第四課)☎内89-770 幹 坂本信次(財・東部市税事務所)☎内82-290	練 水曜日 千田公園、土曜日 市立大学、大芝等 大別府大分マラソン、県実業団駅伝、中国実業団駅伝ほか、
ソフトボール部	部 新谷叔浩(安芸・地域整備課)☎内87-430 幹 井川丈央(市・文化振興課)☎内2774	練 土曜日 安芸区内公園ほか 大広島市リーグ戦(革・ゴム)、県実業団(革)ほか、
エスキーテニス部	部 西田寛之(安佐南・維持管理課)☎内85-421 幹 上 登旭(安南・地域整備課)☎877-3354	練 毎週日曜日PM1:00～5:00(大会開催日を除く) 鷹野橋職員会館2階体育ホール
剣道部	部 藤原宣之(経・農林水産部)☎内3403 幹 岡崎悦史(企・人事課)☎内2341	練 每週金曜日PM6:00から鷹野橋職員会館2階体育ホール 行 広島市内及びその近郊で開催される剣道大会への参加ほか、
山岳部	部 秋田耕志(経済観光局)☎内3400 幹 綱木 総(高速道路公社)☎508-6820 代	練 每月第3金曜日鷹野橋職員会館3階ミーティングルーム 行 県内の定期山行ほか、
ボウリング部	部 河本公明(環・安芸環境事業所)☎内 3831 幹 岡野幸夫(財・徴収第二課)☎内 89-743 幹 新田明満(佐伯環境事業所)☎内 5835	練 每週水曜日PM6:30～広電ボウル(中区平野町) 行 全国実業団ボウリング連盟広島支部主催のリーグ戦等に参加 大連盟主催の各種選手権大会に出場
合気道部	部 西村浩一郎(教・基町高等学校)☎221-1510 幹 升田昌典(中・生活課)☎内 89-681	練 每週金曜日PM6:30から鷹野橋職員会館2階体育ホール
居合道部	部 戒能浩幸(西環境事業所)☎内 5842	練 每週火・金曜日PM5:30から鷹野橋職員会館2階体育ホール 行 広島県居合道月例稽古会及び講習会 大広島県居合道段別選手権大会ほか、
軟式野球部	部 中村伸司(市・市民活動推進課)☎内 2610 幹 宇佐川真広(市・市民安全推進課)☎内 2752	練 每週土曜日上河内運動広場等 大天皇杯広島市予選、国体広島市予選、全国官公庁野球大会等出場

サークル名	部長・幹事	内 容
サッカーチーム	部 山崎俊治(財・徴収第二課)☎内 89-730 幹 安野 寛(東・地域整備課)☎内 82-431	練 毎週土曜日AM10:00から西部水資源再生センター屋上など 大 自治体職員サッカー大会、広島県社会人サッカーリーグ(1部)など
硬式テニス部	部 日下英俊(都・都市機能調整部)☎内 3003 幹 神原幸雄(教・総務課)☎内 4611	練 毎週土曜日PM1:00～PM5:00 潤野川公園など
卓球部	部 川本泰寛(広島市学校給食会)☎内 240-2205 幹 寺次章博(道・道路管理課)☎内 4225 幹 中村嘉宏(環・埋立地管理担当)☎内 3232	練 毎週水曜日PM4:00から、毎月第2・4土曜日PM1:00から 鷹野橋職員会館2階体育ホール 大 全日本実業団卓球選手権大会、広島官公庁卓球大会ほか
バスケットボール部	部 菅原悠史(教・教育企画課)☎内 4661 幹 渡部友裕(市・スポーツ振興課)☎内 2734	練 毎週火曜日PM7:00～、毎月第1・3・5土曜日PM5:00～鷹野橋職員会館2階体育ホール
柔道部	部 山本将矢(都・住宅部)☎内 5408 幹 田村優和(南消・水上出張所)☎内 73-676	練 毎週2回PM6:00から鷹野橋職員会館2階体育ホール 大 平和カップ広島大会、県下道場対抗、月次試合に参加
バドミントン部	部 高石 実(安佐南区役所)☎内 85-200 幹 渡部友則(安北・区政調整課)☎内 86-212	練 毎週土曜日AM9:00から鷹野橋職員会館2階体育ホール 大 全日本実業団選手権大会ほか
ソフトバレーボール部	部 沢地知栄(黄金山児童館)☎284-7884 幹 岡本富美(大河児童館)☎250-4565	練 毎週金曜日AM9:30～11:00鷹野橋職員会館2階体育ホール(練習日は相談に応じます。)
水泳部	部 田川重信(南消・警防課)☎内 73-231 幹 大久保伸祐(佐伯消・警防課)☎内 78-226	練 集合練習(毎月2回)、個人練習や泳法練習など、グリーンアリーナほか 大 スポーツマスターズほか

凡例: 部=部長、幹=幹事、練=練習日、練習場所、行=主な行事名、大=主な大会

⑪不幸があったときに

職員が亡くなられたときに

種別	給付条件	給付額	請求手続	備考																		
香げ料 [担当] 互助会 福利係	会員が死亡したとき。	100,000 円	給付発生通知書(本人死亡)及び戸籍謄本(写)等を互助会へ提出。 請求期限は給付事由の発生した日から2年以内。																			
せん別金 [担当] 互助会 福利係	会員期間10年以上の会員が死亡したとき。	<p><会員></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30年</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>20年</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>27,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><会計年度任用職員等></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年</td> <td>40,000円</td> </tr> <tr> <td>15年</td> <td>29,000円</td> </tr> <tr> <td>10年</td> <td>21,000円</td> </tr> </tbody> </table>	期間	給付額	30年	60,000円	20年	45,000円	15年	33,000円	10年	27,000円	期間	給付額	20年	40,000円	15年	29,000円	10年	21,000円	給付発生通知書(本人死亡)を互助会へ提出。 請求期限は給付事由の発生した日から2年以内。	
期間	給付額																					
30年	60,000円																					
20年	45,000円																					
15年	33,000円																					
10年	27,000円																					
期間	給付額																					
20年	40,000円																					
15年	29,000円																					
10年	21,000円																					

家族が亡くなられたときに

種別	給付条件	給付額	請求手続	備考
家族香げ料 [担当] 互助会 福利係	会員の家族(配偶者、父母、子)が死亡したとき。	30,000円	給付発生通知書を互助会へ提出。 請求期限は給付事由の発生した日から2年以内。	義父母は対象外。 子は職員の被扶養者に限る。

⑫永年勤められた方に

種別	給付条件	給付額	請求手続	備考								
永年会員祝金 [担当] 互助会 福利係	<ul style="list-style-type: none"> ● 会員が会員期間10年に達したとき。 ● 会計年度任用職員の方及び地方独立行政法人広島市立病院機構の非常勤職員の方が会員期間20年に達したとき。 	<p><会員></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年</td> <td>15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><会計年度任用職員等></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20年</td> <td>13,000円</td> </tr> </tbody> </table>	期間	給付額	10年	15,000円	期間	給付額	20年	13,000円	不要。	「会員期間」は通算する期間ではなく連続する年数で計算します。
期間	給付額											
10年	15,000円											
期間	給付額											
20年	13,000円											
永年会員 慰労旅行券 [担当] 互助会 福利係	<ul style="list-style-type: none"> (1) 会員期間が20年になった年度の翌年度 (2) 会員期間10年以上の会員が50歳になった年度 (3) 50歳以上の会員が会員期間10年になった年度の翌年度 (4) 会員期間が30年になった年度の翌年度 (5) 会員期間10年以上の会員が58歳になった年度。ただし、医師及び歯科医師については63歳 <p>会計年度任用職員の方、再任用職員の方及び地方独立行政法人広島市立病院機構の非常勤職員の方は対象となりません。</p>	<p><(1)~(3)のうち1回> 券面36,000円の旅行券。</p> <p><(4)~(5)のうち1回> 券面54,000円の旅行券。</p>	不要。	「会員期間」は通算する期間ではなく連続する年数で計算します。								

⑬退職のときに

種別	給付条件	給付額	請求手続	備考																		
せん別金 [担当] 互助会 福利係	会員期間 10 年以上の会員が退会したとき。	<p><会員></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30 年</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>20 年</td> <td>45,000 円</td> </tr> <tr> <td>15 年</td> <td>33,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 年</td> <td>27,000 円</td> </tr> </tbody> </table> <p><会計年度任用職員等></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20 年</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>15 年</td> <td>29,000 円</td> </tr> <tr> <td>10 年</td> <td>21,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	期間	給付額	30 年	60,000 円	20 年	45,000 円	15 年	33,000 円	10 年	27,000 円	期間	給付額	20 年	40,000 円	15 年	29,000 円	10 年	21,000 円	<p>給付発生通知書を互助会へ提出。 (定年退職の会員の方は手続不要です。)</p> <p>請求期限は給付事由の発生した日から 2 年以内。</p>	
期間	給付額																					
30 年	60,000 円																					
20 年	45,000 円																					
15 年	33,000 円																					
10 年	27,000 円																					
期間	給付額																					
20 年	40,000 円																					
15 年	29,000 円																					
10 年	21,000 円																					

種別	内容	利用方法	請求手続	備考
退職者福利厚生カード [担当] 互助会 管理係	互助会員が退職したとき、希望者に交付。	<p>鷹野橋職員会館等を利用する際、カードを提示することにより利用料金を免除。</p> <p>(対象施設) 1 契約宿泊施設 2 契約専門施設 3 鷹野橋職員会館</p> <p>退職後、市へ再就職される方で、引き続き互助会会員資格を有する方は、「広島市職員身分証明書」「互助会会員証」の提示で利用できます。</p>	<p>申請書を互助会へ提出。 <退職者福利厚生カードの交付対象></p> <p>① 共済年金受給者(遺族を含む。) ② 互助会(水道局職員互助会を含む。)の会員期間が 25 年以上で退会した者、又は 50 歳以上で退会した者</p>	

種別	会の活動・加入条件	会費	加入手續	備考												
広島市退職公務員連盟(まこも会) [担当] 福利課 厚生係	<p><会の目的> 本市の退職者やその遺族で組織している団体で、会員の親睦と市政の発展に寄与することを目的として次のような活動を続けています。</p> <p><主な活動></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 物故会員・物故職員の追悼式の開催 2. 定期総会の開催 3. 会報の発行 4. 会員の慶弔 5. 施設等見学会の開催 6. 講演会の開催 7. 支部の活動 <p><加入条件></p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 全国市町村職員共済組合の年金受給者 (2) (1)を除く、広島市を退職した者で、広島市職員共済組合の加入期間がある者 	<p><本人会員></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金年額</th> <th>会費(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150 万円以下</td> <td>3,500 円</td> </tr> <tr> <td>150 万円超</td> <td>4,500 円</td> </tr> </tbody> </table> <p><遺族会員></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金年額</th> <th>会費(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>150 万円以下</td> <td>1,750 円</td> </tr> <tr> <td>150 万円超</td> <td>2,250 円</td> </tr> </tbody> </table>	年金年額	会費(年額)	150 万円以下	3,500 円	150 万円超	4,500 円	年金年額	会費(年額)	150 万円以下	1,750 円	150 万円超	2,250 円	所定の入会申込書を、事務局(福利課厚生係)へ提出。	
年金年額	会費(年額)															
150 万円以下	3,500 円															
150 万円超	4,500 円															
年金年額	会費(年額)															
150 万円以下	1,750 円															
150 万円超	2,250 円															

⑯福利厚生施設等について

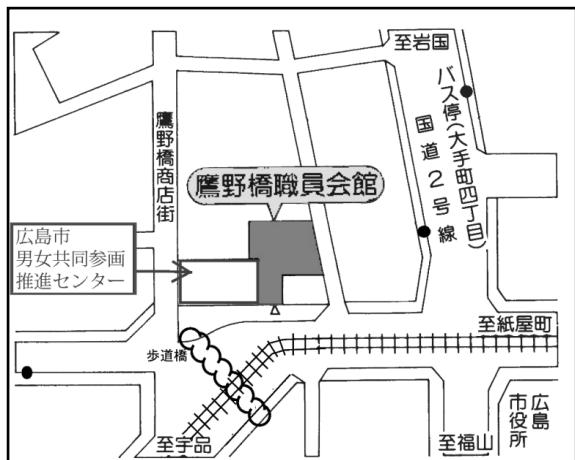
1 鷹野橋職員会館

[担当] 互助会管理係

内容	手續等
<p><場所></p> <p>中区大手町五丁目 6-3 Tel (082) 247-3464</p> <p><施設概要></p> <p>1階：玄関ホール 2階：体育ホール、トレーニングルーム、更衣室、サービスエリア、事務室、管理人室 3階：第1サークル室、第2サークル室、娯楽室（麻雀）、ミーティングルーム 4階：第3サークル室（和室）、茶室、娯楽室（囲碁・将棋室）、談話室</p> <p><開館時間></p> <p>午前9時～午後9時</p> <p><休館日></p> <p>12月29日～1月3日</p> <p><利用料金></p> <p>部内者は、無料 部外者は、有料〔互助会へ「鷹野橋職員会館利用承認申請書」 〔利用者名簿〕を提出してください。〕</p> <p>※ 部内者とは、</p> <ul style="list-style-type: none">① 広島市職員及びその家族② 本互助会及び広島市職員共済組合の職員並びにその家族③ その他、理事長が別に認める者 <p>(注) 家族の範囲は、配偶者、子、父母です。</p> <p>※ 広島市退職職員及びその家族は、部内者として利用できます。「退職者福利厚生カード」をご提示ください。</p> <p>※ 退職後、市へ再就職される方で、引き続き互助会会員資格を有する方は「広島市職員身分証明書」「互助会会員証」「退職者福利厚生カード」をご提示ください。</p> <p>※ 市の公的行事以外で、利用者の半数以上が部外者の場合は利用料金が必要です。</p> <p><その他></p> <p>申請書、料金表等は本会ホームページ (http://hgojokai.or.jp) に掲載しています。</p>	<p><利用方法></p> <p>平日の昼夜み時間：自由に利用。 その他の時間：次のとおり申込みが必要。</p> <p><申込方法等></p> <p>【体育ホール】</p> <ul style="list-style-type: none">① 利用予定日の属する月の2か月前の月の月末3日間に鷹野橋職員会館事務室へ電話等で申込み。 (月末3日間には、休館日を含みません。)② 申込多数の場合は、1か月前の月の1日（休館日の場合には直後の休館日でない日）に抽選して利用者を決定。③ 抽選結果は、電話で連絡します。④ 抽選後、利用のない日については、先着順に受付。⑤ 3日以上の連続使用は原則認めないが、3日目以降は利用日の7日前において他に利用申込みがない場合に限り受付。 <p>【サークル室・ミーティングルーム・茶室】</p> <ul style="list-style-type: none">① 利用日の2か月前の日（その日が休館日の場合は直後の休館日でない日）から鷹野橋職員会館事務室へ電話等で申込み、先着順に受付。② 会議（公務）に利用する場合は、利用日の1か月前の日（その日が休館日の場合は直後の休館日でない日）から電話等で先着順に受付。 利用時間は、午前9時～正午、午後1時～午後5時。③ 3室以上の同時使用は原則認めないが、利用日の7日前において他に利用申込みがない場合に限り受付。④ 3日以上の連続使用は原則認めないが、3日目以降は利用日の7日前において他に利用申込みがない場合に限り受付。 <p>【その他の施設】</p> <p>鷹野橋職員会館事務室へ申込みの上、利用してください。</p>

施設案内

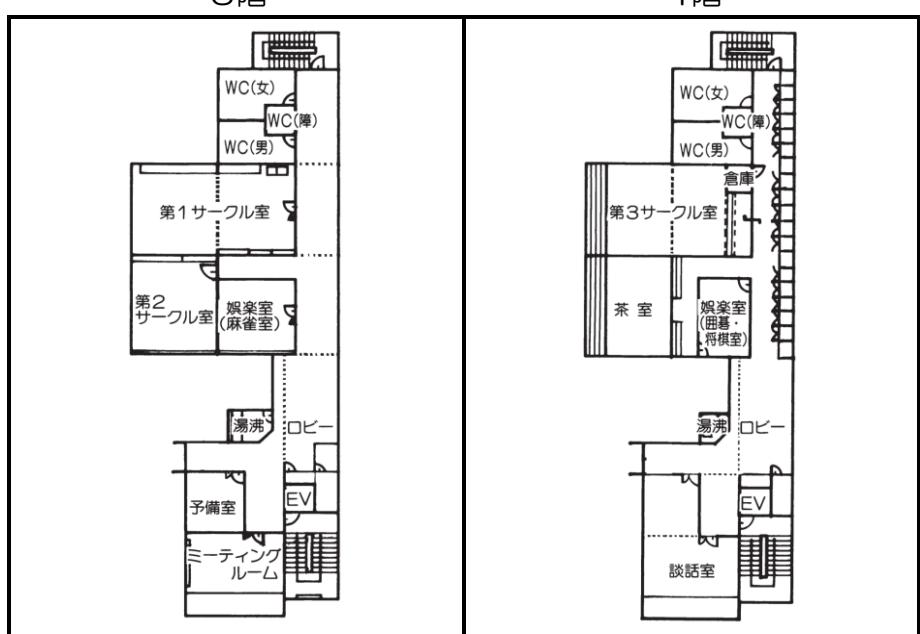
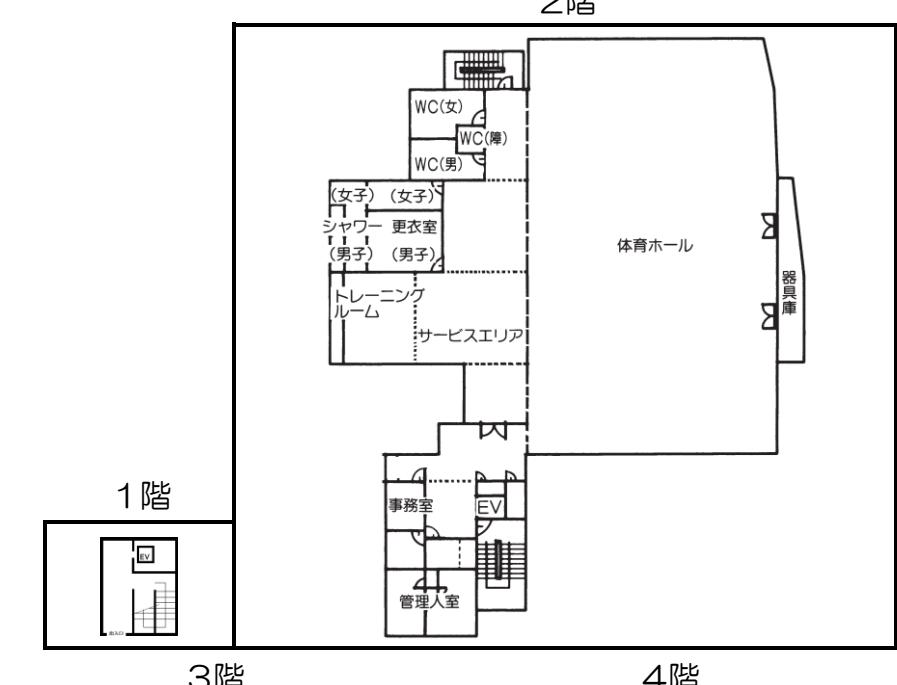
案内図



施設外観 (鷹野橋ビル)



各階平面図



2 その他の施設等

[担当] 互助会福利係

施設	内容	備考
食 堂	<p>本庁舎 16 階、議会棟地下、各区役所に食堂を設置しています。</p> <p>＜営業時間＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 本庁舎 16 階食堂 11：30～13：30・ 議会棟地下 11：30～13：30・ 区役所 12：00～13：30	<p>事業所により、メニューや 価格が異なることがあります。</p> <p>閉庁日は休業</p>
喫 茶	<p>議会棟地下に喫茶コーナーを設置しています。</p> <p>＜営業時間＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ 議会棟地下 11：30～13：30	閉庁日は休業